

## 331 交付差止

\* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。

\* 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、交付差止または交付差止取消の通知は、業務局または都道府県知事から代理店に送付される。

## ① 交付差止の通知を受けたとき

○ 業務局または都道府県知事から自店を交付取扱店とする証券について、交付差止の通知を受けたときは

● 交付内訳書の該当備考欄に通知日付を表示し、「交付差止」と記載する。

● 証券・交付照合用の記名国債証券印鑑票または氏名等届出書は、別途通知があるまで、交付差止分である旨の付せんをつけるなど他のものと区別して保管する。

## ② 交付差止取消の通知を受けたとき

○ 業務局または都道府県知事から交付差止取消の通知を受けたときは

● 交付内訳書の該当備考欄に通知日付を表示し、「交付差止取消」と記載する。

● 証券・交付照合用の印鑑票または氏名等届出書は、元どおりに整理して保管する。

## 交付内訳書の記載例

債 発 行 請 求 内 訳 書			
第二十二回特別給付金国庫債券			
取扱財務局等の名称	交付取扱店の名称	代理受領者 (市区町村長等名)	
	〇〇財務事務所	日本銀行 〇〇代理店	〇 〇 市 長
人	償 還 金 支 払 場 所	※証券番号	備 考
〇〇市	〇〇 郵便局	0741407	
	〇〇 郵便局	0741408	<b>19.10.30</b> 交付差止 <b>19.12.3</b> 交付差止取消